

ジャノメエリカ

## FP NEWS

TAX &amp; ASSET MANAGEMENT



(編集発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 吉田 聰

〒102-0093  
東京都千代田区平河町1-7-22  
万代半蔵門ビル2F

info@zaicom.jp

12月

(師走) DECEMBER

## 12月の税務と労務

日	12	26
月	13	27
火	14	28
水	15	29
木	16	30
金	17	31
土	4	18
日	5	19
月	6	20
火	7	21
水	8	22
木	9	23
金	10	24
土	11	25

- |   |               |                                   |             |
|---|---------------|-----------------------------------|-------------|
| 国 税／給与所得者の年末調整  | 今年最後の給与を支払う時  | 国 税／4月決算法人の中間申告                   | 1月4日        |
| 国 税／給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出 | 今年最後の給与を支払う前日 | 国 税／1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) | 1月4日        |
| 国 税／11月分源泉所得税の納付  | 12月10日        | 地方税／固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付          | 市町村の条例で定める日 |
| 国 税／10月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)  | 1月4日          | 労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届          | 支払後5日以内     |

## ワンポイント 税務調査資料のe-Tax提出

来年1月から、税務調査等の際に調査担当者等から提出を求められた資料（帳簿書類・請求書・納品書などの写し）について、e-Taxによるオンライン提出が可能となります。提出形式はPDF形式が予定されています。これにより、資料を印刷する手間や、税務署へ持参する時間、郵送費用などが解消されます。

# 令和三年分の 年末調整の ポイント

年末調整は、給与の支払者が給与の支払いを受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額と、その年の給与の税額について、納めなければならない税額（年税額）とを比べて、過不足を精算するものです。

◎令和三年分の主な留意点

1 税務関係書類における押印義務の見直し

行政のデジタル化推進に向け令和二年七月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、行政手続きの押印廃止が盛り込まれ、税務関係書類も令和三年四月一日以降、一定のものを除き押印が不要となりました。これにより扶養控除等（異動）

生命保険料控除、地震保険料控除  
及び住宅借入金等  
特別控除に係る控除証明書



○令和三年分の主な留意点  
年末調整は、給与の支払者が給与の支払いを受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額と、その年の給与の税額について、納めなければならぬ税額（年税額）とを比べて、過不足を精算するものです。

申告書などの年末調整の際に使用する書類についても、従業員等の押印は要りません。

収する場合、事前に税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、承認を受ける必要がありました。しかし、申請の手間や、申請してから運用まで一定の期間が掛かることからタイミングが合わず電子化を見送る会社も出ていました。

取する場合、事前に税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、承認を受ける必要がありました。

しかし、申請の手間や、申請してから運用まで一定の期間が掛かることからタイミングが合わず電子化を見送る会社も出ていました。

2 年末調整申告書を電磁的方法（電子データ等）で提供する場合の税務署長の承認不要

・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書  
なお、電子データで回収等する場合は、電磁的方法による提供を受けるために必要な措置や電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための必要な措置を行う必要があります。  
3 e-Taxによる申請等の拡充  
税務署長等に対する申請等のうち e-Tax によりその申請

- ・ 紹与所得者の基礎控除申告書
- ・ 紹与所得者の保険料控除申告書
- ・ 給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書
- ・ 所得金額調整控除申告書
- ・ 退職所得の受給に関する申告書

- ・により令和三年四月一日以降に提出する分から次の申告書にして、事前承認が不要となりました。
- ・給与所得の扶養控除等申告書
- ・従たる給与についての扶養控除等申告書
- ・給与所得者の配偶者控除等申告書

等に係る書面に記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面による提出に代えて、スキヤナによる読み取る方法等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信することにより行うことができるようになります。

4 新型コロナに伴う休業手当

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の規定に基づき、会社から休業手当を受け取つていよい雇用保険法の被保険者に対して国から直接給付される新型コロナウイルス感染症対応休業支援金については、同法の規定により租税は課されないので、年末調整の対象となる給与の総額に含めて計算する必要はありません。

一方、会社が従業員を休業させ、従業員に「休業手当」を支給した場合は、前記のような非課税規定はないため、支給の際に所得税の源泉徴収を行う必要があります。年末調整の対象となる給与の総額に含めて計算する必要があります。

## 所得控除額一覧表（抜粋）

### 【社会保険料控除額】

支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額

### 【小規模企業共済等掛金控除額】

(独) 中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金（旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象）、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済掛金との合算額

### 【生命保険料控除額】

保険等の種類	旧契約 ※1	新契約 ※1	両方適用する場合
一般の生命保険料	最高 5 万円	最高 4 万円	最高 4 万円 ※2
個人年金保険料	最高 5 万円	最高 4 万円	最高 4 万円 ※2
介護医療保険料	—	最高 4 万円	—
合計適用限度額	最高 12 万円		

※1 旧契約とは、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等、新契約とは、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等をいいます。

※2 一般の生命保険料及び個人年金保険料の控除額の計算において、新契約と旧契約の両方を支払っている場合でも、旧契約分のみ計算した場合の控除額（最高 5 万円）が、両方がある場合の控除額（最高 4 万円）よりも大きい場合には、旧契約分のみ適用を受けることにより、最高 5 万円の生命保険料控除を受けることができます（この場合であっても、合計適用限度額は最高 12 万円です）。

### 【地震保険料控除額】

$$\text{地震保険料の額(最高 50,000 円)} + \left\{ \begin{array}{l} \text{旧長期損害保険契約の支払保険料} \\ \quad \text{① 10,000 円までの場合} \cdots \text{支払保険料の全額} \\ \quad \text{② 10,000 円を超える場合} \\ \quad \quad \cdots \text{支払保険料} \times 1/2 + 5,000 \text{ 円} \\ \quad \quad \quad (\text{最高 } 15,000 \text{ 円}) \end{array} \right.$$

※地震保険と旧長期損害保険の両方の控除額がある場合は、その合計額（最高 50,000 円）

障害者控除額	障害者 1 人につき ..... 270,000 円 特別障害者 1 人につき ..... 400,000 円（同居特別障害者の場合 750,000 円）
寡婦控除額	270,000 円（いわゆる「ひとり親」に該当せず、合計所得金額 500 万円以下の者。夫と死別の場合は扶養親族要件なし、夫と離婚の場合は扶養親族要件あり）
ひとり親控除額	350,000 円
勤労学生控除額	270,000 円

配偶者控除額	一般的控除対象配偶者	最高 380,000 円	※ 控除対象配偶者、控除対象扶養親族 ..... 所得者と生計を一にする配偶者その他の親族、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）及び養護老人のうち、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が 48 万円以下の者（青色事業専従者又は白色事業専従者とされる者を除く）。
	老人控除対象配偶者	最高 480,000 円	
配偶者特別控除額	配偶者の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下	最高 380,000 円	※ 特定扶養親族 ..... 控除対象扶養親族のうち、平成 11 年 1 月 2 日から平成 15 年 1 月 1 日までの間に生まれた者（年齢 19 歳以上 23 歳未満の者）。
扶養控除額	一般の控除対象扶養親族	16 歳以上 19 歳未満 380,000 円	※ 老人控除対象配偶者、老人扶養親族 ..... 昭和 27 年 1 月 1 日以前生まれ（年齢 70 歳以上）の控除対象配偶者、控除対象扶養親族。
	特定扶養親族	23 歳以上 70 歳未満	※ 同居特別障害者 ..... 控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が所得者又は所得者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。
	老人扶養親族	19 歳以上 23 歳未満 480,000 円	※ 同居老親等 ..... 老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。
	同居老親等	580,000 円	
基礎控除額	最高 480,000 円		

◎税額控除である「住宅借入金等特別控除」については、給与所得者の場合、確定申告をした年分の翌年以降の年分に、年末調整で適用を受けることができます。

## 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し

消費税の計算において、仕入控除税額を個別対応方式によって計算する場合には、課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等に係る消費税は、原則として、課税売上割合を用いて計算します。

しかし、たまたま土地を売却した課税期間などは、課税売上割合を用いて計算した仕入控除税額は、その事業者の実態を反映するものではありません。このように課税売上割合により仕入控除税額を計算するよりも、課税売上割合に準ずる割合によって計算する方が合理的である場合には、課税売上割合に代えて課税売上割合に準ずる割合によって仕入控除税額が計算できます。

課税売上割合に準ずる割合を用いて仕入控除税額を計算しようとする場合には、課税期間の末日までに「課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」を税務署長に提出

出する必要がありますが、令和3年度改正で、適用開始時期が見直されました。

改正前は、税務署長の承認を受けた日の属する課税期間からの適用とされていましたが、改正後は、適用を受けようとする課税期間の末日の翌日以後1月を経過する日までの間に税務署長の承認を受けた場合は、その承認申請書を提出した日の属する課税期間から適用されることとなりました。

例えば、12月決算法人が、令和3年12月中に申請書を提出し、令和4年1月末日までに税務署長の承認があった場合、改正前であれば、承認を受けた課税期間である令和4年12月期から適用されましたが、改正後は、申請を行った課税期間である令和3年12月期から適用となります。

この改正で、課税期間の末日間際に、課税売上割合に準ずる割合により仕入控除税額を計算する必要が生じた場合にも対応できるようになりました。

この見直しは、令和3年4月1日以後に終了する事業年度から適用されています。

## フードパンクへ食品を提供した場合

近年、企業から食品の無償提供を受け、こども食堂などを運営する福祉団体へ効率的に食品を提供するフードバンクが確立し、通常の販売が困難となった食品をフードバンクへ提供することを検討する企業も多くなっています。

一般的には、法人が食品を寄附した場合には、その寄附は一般の寄附金として一定の限度額までしか損金に算入することができません。

しかし、法人とフードバンクとの間に、提供した食品の転売の禁止や、その食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果報告などのルールを定めた合意書を取り交わすことにより、提供した食品が目的外に使用されないことが担保されており、また実質的に商品の廃棄の一環で行われる取引である場合には、その提供に要する費用は、提供時の損金の額に算入して差し支えありません。

完了前の令和三年十月に分譲業者と売買契約を締結しました。契約に基づくと、令和四年二月に建築が完了し、三月に引渡しを受ける予定です。このマンションの「取得の日」はいつになりますか。

者の選択により、資産の譲渡に関する契約の効力発生の日によることもできます。

ご質問のように、売買契約の締結時にマンションの建築が完了していない場合は、その建築が完了した日が売買契約の効力発生の日と解されますので、引渡しを受ける令和四年三月、もしくは建築が完了する令和四年二月が「取得の日」となります。

# 金融機関の 信用判定

～日本政策金融公庫・  
国民生活事業を中心に～

新型コロナウイルス感染症蔓延への対策として政府は、これまでにない制度融資等での資金調達支援を行っています。当初の制度融資では要件が重視されていましたが、現在では徐々に従前の審査体制（内容重視）に戻りつつあります。一方、中小企業側はコロナ対策として借入を行ったところがバランスシートを悪化させているところが多くなっています。加えて、損益計算書上でも、コ

ロナ禍以前の業績不振の悪化要因の存在感が大きくなってきており、今後の資金調達をより難しくしている企業もあります。資金繰りのためお金を借りる事は、ある意味、劇薬を使うことに似ています。非常に苦しい状況を乗り越えるには必要な薬ですが、利用した後に事業改善や事業再構築の努力をおざなりにしてしまうと、どんどんと資金が流出して財務体質を毀損していきます。

そして、企業経営の安定性が失われるとともに、金融機関からは「支援しにくい」企業になってしまいます。アフターコロナ社会を展望した中小企業の自己変革や事業改善が望まれますが、今回、制度融資の中心的担い手である日本政策金融公庫・国民生活事業（以後、政府系金融機関）が「後押しする企業」をどのように見ているのか、考えてみましょう。

## 一 政府系金融機関の融資担当者の判定は

中小企業経営者の方から「融資を申し込んだが申込金額どおり借りられず減額された」とか「借入ができなかつた」という声を聞きます。そして「その理由がどうもよく分らない…」融資担当者（以後、担当者）から「赤字が解消されたら貸しましよう」とか「売上がいまの××%伸びたら融資には応じられます」：とも言つてくれないと。

さらに、どうしても理由が知りたく申込者が追及すると、担当者は「総合的に判断しました」とか「総合的判断の上で…」という説明で、というか、これ以上のこととは通常言いません。これで果たして客観的に企業を判定できるのか？ A氏も初めの頃は疑問を持ったと言います。そこで、「総合的判断の意味することの説明の前に担当者の行動を長年、企業側に立つて政府系金融機関担当者と折衝の経験のあるコンサルタントAさんから伺つた話を元に紹介しましょう。

**二 融資担当者の判定に至る作業とは**

① 政府系金融機関では通常、中小企業者より融資申込書及び申込関係資料（決算書等）を預かります。

② 当者に無差別に割り当てられた申込書類は、支店内で各担当者と社長の話し合いを聞いている、B氏の会社設立に至る動機から、三年後、五年後、一〇年後とB社の成長過程等を踏まえての核心をついた質問

れ、後日、担当者と中小企業者の面談となります（資料確認のほか、追加資料の請求がある場合もあります）。

③ そして、一～二週間をおいて申込者の企業を実訪し再度面接（資料確認、観察）し、その後、結果通知となります。これだけの決まった行動、それが果たして客観的に企業を判定できるのか？ A氏も初めの頃は疑問を持ったと言います。

には、A氏自身のコンサル業に参考になるそうです。

そして、行われた面談の無論、担当者の感想、交渉状況が記録に追加されます。

終局的には、担当者が一連の

作業後、報告書を上司に回付し判定に至ります。

### 三 融資担当者の判定の考察は

政府系金融機関担当者から融資判定基準の話が聞けないこと

について、メガバンク東京・丸の内支店長経験者のO氏に話をとし、O氏は自身の融資判断とした上で、次のように説明します。

安定しながら生き残っていく企業は殆どありません。そこに、融資基準を設けて判断していくことになります。つまり、成長性、安定性、社会性の三つの基準を設定し、総合的に検討します。

具体例で説明します。甲社は、地方の鉄道会社です。住民の足として社会性があり、業歴の長さから安定性があります。しかし、成長性には疑問符が付く…。乙社は、ゲーム機メーカー兼店

舗展開の会社です。社長は「会社発展には営業だ、営業の中身はどうでも良い」。安定性・社会性は…。

結果は、甲社は三基準の二つをクリア、乙社は一つクリア。基準を二つクリアしていれば融資を実行します。

さて、政府系金融機関（民間

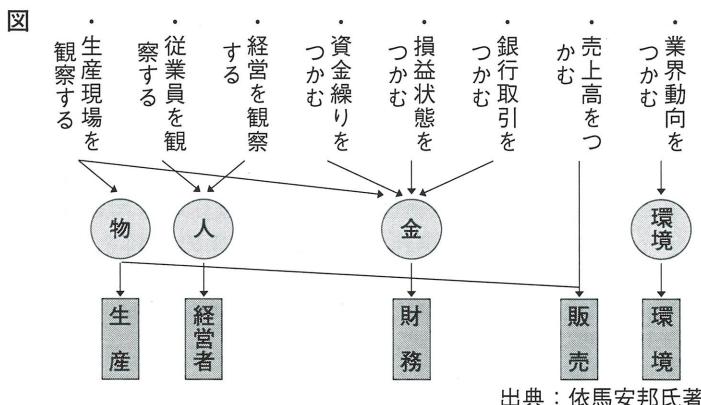
金融機関も含む）は、企業の総合的把握をどのような方法でしているのでしょうか。

図を見ていただくと分かり易くなりますが、結局は色々な要素のバランスを見て、総合的に判断するということでしょう。

① 企業は、内部要素である「人、物、金」の三要素から成り立っています。この三つの構成要素と外部要因である環境を分析して、総合判断する方法を探ります。

② 企業活動を生産、販売、財務の三つの部門に分け、環境の影響と経営者を加味し、総合判断をする方法もあります。このような分け方をして、総合判断するとき、各部門にどのくらいのウエイトをかけて評価したらよいかは担当者により若

干の違いはあると思います。いずれにしましても担当者の申込は、単純・明確にできず、「総合的判断の上」ということに落ちるのではないか。※ 経営コンサルタントの中に、従業員一〇名や二〇名の



### 信用判定の際の部門ウェイトの置き方

(人・物・金・環境のそれぞれウェイトの置き方です。

規模が小さくなるほど「人」への割合が大きい。)

(%)

	人	物	金	環境
大企業	25	25	25	25
中企業	40	20	20	20
小企業	60	15	15	10

※ 某銀行支店長 120 名からのアンケート

企業は経営者のウエイトが九〇%以上を占めるとする意見を持つ人がいますが、そのことは自身のコンサルの企業への接し方に過ぎず、一般的な金融機関の融資判断とは異なります。

# 国際貨物のコンテナ運賃

昨年以来、国際貨物コンテナ不足、輸送遅延が問題となっています。

貨物コンテナはほぼ中国で製造されており、2019年の米中貿易戦争により国際貨物の動きの低下が懸念され、コンテナ生産が4割ほど減少している状況でした。

2020年に入り新型コロナ感染症拡大の影響で、コンテナ生産工場がストップ、輸送する人員の確保が間に合わないことも重なりコンテナ不足となっています。さらに港湾でも人員の不足からコンテナの荷役作業の遅延などが起り、船舶とともにコンテナも滞留し、国際貨物の遅延が見られます。

そして2021年に入り、アメリカや中国の経済の回復傾向の中、輸出入の需要が世界的に増加し、国際貨物のコンテナの運賃が急上昇してきています。

2021年6月の横浜からアメリカの口サ

コロナ収束後の景気回復はどのように推移するのか、いろいろな意見が出ています。景気はどういう形で回復するかについては、便宜的に「U字」、「V字」、「W字」等の英文字で説明することができます。UやWのほかジグザグな形を辿るという予測で、なかには「With K」つまり、K型

に分かれる) を伴いながら景気は戻るという表し方もあります。さて、日本経済はとすると、「U字」型であると各種政府サイト、銀行系サイトは予測しています。報道をみると、アメリカや欧米は、景気が結構戻っているとする記事を見ます(「V字型回復」)が、日本は、回復に時間がかかりそうです。

ンゼルスまでの運賃は7,760ドル、日本円換算(110円)すると85万3,600円となっています。2020年6月は1,750ドル(同19万2,000円)でしたから、実に4.4倍強の66万1,100円も価格が上昇しています(公益財団法人日本海事センター、2021年7月27日公表)。

なお、口サンゼルスから横浜までの運賃は前年比2倍弱(同センター発表)です。

アメリカや中国、ヨーロッパなど世界的なコロナ禍からの財政出動のなか、経済が回復してインフレ傾向にある中で、日本からの輸出は増加傾向にあります。一方、消費が低迷し、輸入が低迷しているとも考えられます。

懸念されるのは、国際貨物コンテナ運賃の上昇などの要因で日本にもウッドショック（木材が品薄で調達困難になり、かつ価格が急激に上昇し、住宅産業や住宅を建てる人に影響）のような資材やモノの価格の急上昇です。

## ヨロナ禍の家計と企業負債

コロナ禍に伴う影響が徐々にデータになって発表されてきています。

日本銀行調査統計局が取りまとめている「資金循環の日米欧比較」の今年8月20日発表資料と同調査の昨年の資料を比較するとマクロ経済の実態が明らかになります。

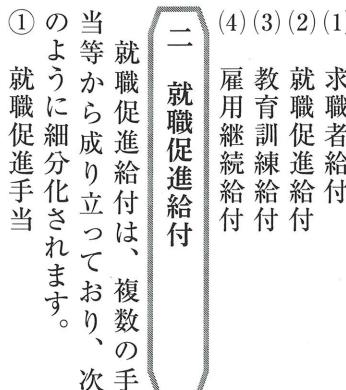
まず、日本の家計の金融資産は1年間で101兆円増加（2020年は1,845兆円、2021年は1,946兆円）して現在は2,000兆円弱と言われています。原因是、将来の不安から消費を控えたからと思われますが、アメリカでも家計の金融資産も55.3兆ドルから109.6兆ドルと大幅に増えており、家計の動きは同様です。勿論、日本の家計は米国に比べ現金・預金の占める割合が高く、日本企業は銀行借入に依存している構成は変わりません。

一方、日本企業（金融機関除く）の金融負債は1,657兆円から1,862兆円と205兆円増加しており、米国企業においても55.3兆ドルから79.2兆ドルに増えています。

# 雇用保険 就職促進給付の概要

雇用保険制度では、労働者の生活および雇用の安定を図ることや、求職活動を容易にすること等のために各種の給付が行われています。

今回は、雇用保険の給付のうち、「就職促進給付」について説明します。



雇用保険の給付等は大きく分けると、「失業等給付」、「育児休業給付」、「雇用保険二事業」に分類できます。

このうち育児休業給付は、以前は失業等給付の中の雇用継続給付として支給されていましたが、令和二年四月より失業等給付とは異なる給付体系として分離されました。

失業等給付は、さらに次の四つの給付に分類することができます。失業中に支給される基本手当（「失業手当」と呼ばれることがあります）が、正式には「基本手当」といいます。

失業等給付は、さらに次の四つの給付に分類することができます。失業中に支給される基本手当（「失業手当」と呼ばれることがあります）が、正式には「基本手当」といいます。

このうち育児休業給付は、以前は失業等給付の中の雇用継続給付として支給されていましたが、令和二年四月より失業等給付とは異なる給付体系として分離されました。

## 一 失業等給付の体系

再就職手当  
就業促進定着手当  
就業手当  
常用就職支度手当

所定給付日数の三分の一以上ある

離職した前の事業所に再び就職したものでない  
勤務することが確実である  
支給額

d c b a  
③ ②  
求職活動支援費  
広域求職活動費  
短期訓練受講費  
求職活動関係役務利用費  
再就職手当  
概要

① ④  
c b a  
再就職手当  
概要  
求職活動支援費  
広域求職活動費  
短期訓練受講費  
求職活動関係役務利用費  
再就職手当  
概要

再就職手当は、基本手当の受給資格がある方が安定した職業に就いた場合であって、一定の要件に該当する場合に支給されます。なお、安定した職業に就いた場合は、雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となつて、雇用保険の被保険者を雇用する場合などが該当します。

① (二)  
概要  
再就職手当の支給を受けた方が、引き続きその再就職先に六ヶ月以上雇用され、かつ再就職先で六ヶ月の間に支払われた賃金の一日分の額が雇用保険の給付を受ける離職前の賃金の一日分の額（賃金日額）に比べて低下している場合に支給されます。

②  
要件  
複数の要件があるため、ここでは一部のみを取り上げます。  
詳細は公共職業安定所や厚生労働省のホームページ等に公開されているリーフレットです。

就職促進給付は、複数の手当等から成り立つており、次のように細分化されます。

① 就職促進手当

(離職前の賃金日額 - 再就職の日から六ヶ月間に支払われた賃金額の一日分の額) ×

再就職の日から六か月間ににおける賃金支払基礎日数により求めます。

(三) 就業手当

概要

基本手当の受給資格がある方が、再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外（例えば、一年を超えて引き続き雇用される見込みがないなど）の形態で就業した場合

であつて、基本手当の支給残日数が所定給付日数の三分の一以上かつ四五日以上あり一定の要件に該当する場合に支給されます。

(2) 支給額

就業日数 × 三〇% × 基本手当額となります。

(四) 常用就職支度手当

概要

基本手当の受給資格がある方（基本手当の支給残日数が所定給付日数の三分の一未満である方に限ります。）、高年齢受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者のうち、障害のある方など就職が困難な方が安定した職業に就いた場合に、一定の要件に該

当すると支給されます。

支給額

九〇（基本手当の支給残日数が九〇日未満である場合に数が支給残日数に相当する数（その数が四五を下回る場合は四五）× 四〇% × 基本手当額となります。

(五) 移転費

概要

受給資格者等がハローワーク、特定地方公共団体または職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又はハローワークの所長の指示した公共職業訓練等を受講するため、その住所又は居所を変更する必要がある場合に、受給資格者本人とその家族（その者により生計を維持されている同居の親族）の移転に要する費用が支給されます。

(2) 支給額

就業日数 × 三〇% × 基本手当額となります。

(四) 常用就職支度手当

概要

基本手当の受給資格がある方（基本手当の支給残日数が所定給付日数の三分の一未満である方に限ります。）、高年齢受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者のうち、障害のある方など就職が困難な方が安定した職業に就いた場合に、一定の要件に該

移転費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、移転料、着後手当の六種類があります。）の支給を受けることができるもの及びその者が随伴する家族

について、その旧居住地から、新居住地までの区間の順路によつて計算した額です。

(六) 広域求職活動費

概要

受給資格者等がハローワークの紹介により遠隔地にある求人事業所を訪問し求人者と面接等をした場合に支払われるものです。

(2) 要件

住居所管轄のハローワークから、訪問する求人事業所の所在地を管轄するハローワークの間の距離（往復）が、交通費計算の基礎となる鉄道等の距離で二〇〇キロメートル以上あること等の要件があります。

(3) 支給額

一定の計算方法により求めた交通費及び宿泊料が支給されます。

(七) 短期訓練受講費  
概要

保育等サービスの利用のためには本人が負担した費用の一部が支給されます。

ハローワークの職業指導により再就職のために必要な職業に関する教育訓練を受け、当該訓練を修了した場合に支給されます。

(2) 要件

教育訓練を受講する前に、その訓練を受けるためのハローワークの職業指導を受けていること等の要件があります。

(3) 支給額

本人が訓練受講のために支払った教育訓練経費（入学金又は登録料と受講料）の二割（上限一〇〇万円、下限なし）の額です。

(2) 概要

受給資格者等が求人者との面接等（面接のほか、筆記試験の受験、職業相談、職業紹介など求職活動に該当する活動）や、教育訓練を受講するため、子について保育等サービスを利用した場合に支給されます。

(2) 支給額

保育等サービスの利用のためには本人が負担した費用の一部が支給されます。

## 育児休業給付の要件一部変更

雇用保険の育児休業給付金の被保険者期間の要件が、今年9月から一部変更となっています（制度変更は、育児休業開始日が令和3年9月1日以降の方が対象です）。

### 1 変更前

「育児休業開始日」を起算点として、その日前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上あること。なお、賃金支払基礎日数11日以上の月が12か月ない場合は、賃金支払基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として算定します（上記要件は変更後も同様）。

### 2 変更後

上記1の要件を満たさないケースでも、「産前休業開始日」等を起算点として、その日前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上ある場合には、被保険者期間の要件を満たすこととされました。

産前休業を開始する日前に子を出生した

場合は「当該子を出生した日の翌日」、産前休業を開始する日前に当該休業に先行する母性保護のための休業した場合は「当該先行する休業を開始した日」を起算点とします。

### 3 改正の背景

育児休業給付金は、休業前に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上あること等が要件とされますが、「育児休業」の開始日（女性は原則として産後8週間経過後）から遡って支給要件を見る場合は、直前に産前産後休業があるため、この間に就労がなく賃金支払がなかった者については、「賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上」の要件を満たさないケースが生じていました。

変更により、従来の要件を満たさない場合であっても、産前休業前の期間を用いて支給要件を満たす場合は、育児休業給付金が支給されることとなりました。

## 健康保険被保険者証の直接交付

今年10月より、健康保険の被保険者証の交付にあたり、保険者が支障ないと認めるときは、保険者から被保険者に対して直接送付することが可能とされました。

これは、コロナ禍におけるテレワークの普及などに対応した柔軟な事務手続を行なうことが出来るようになります。

なお、これまでの事業主経由による交付の廃止ではありませんので、直接交付の扱いについては各保険者（協会けんぽ・健康保険組合）にご確認ください。

また、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証についても健康保険被保険者証に準じた改正が行われています。

一方、被保険者証の返納については、従来と同様の扱いで変更は行われておりませんので、事業主経由を省略することはできません。

傷病手当金の支給期間の通算化	
令和四年一月より、健康保険の傷病手当金の支給期間の通算化が行われます。	従来の傷病手当金の支給は、支給を開始した日から起算して一年六か月が最長期間とされています。
具体的には、令和二年四月一日に支給開始の場合は、令和三年九月三十日までとしました。	改正では、出勤に伴い不支給となつた期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化（通算して一年六か月間支給）が行われることとなりました。

# 外国人技能実習制度



## 制度の概要

外国人技能実習制度は、開発途上地域などの外国人が日本で技能・技術や知識を習得し、その外国人が母国に戻って培った技能・技術や知識がその開発途上地域などに移転されることで、その地域の経済発展につながることを目的とした制度です。

従来は、出入国管理及び難民認定法（入管法）を根拠に技能実習制度は実施されていましたが、2017年に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」によって、技能実習を適正に実施することや技能実習生を保護することなどについて明確になりました。技能実習法には、「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」と記されており、技能実習制度が始まった1993年以降、一貫している考え方になっています。

## 受け入れ方式

実習生の受け入れ方式は、「企業単独型」と「団体監理型」があります。

企業単独型は、実習実施者である日本の企業などが、海外の現地法人・合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する方式です。派遣元であ

る海外の企業は、取引実績などの一定の要件を満たす企業に限られます。

団体監理型は、事業協同組合や商工会などの監理団体が技能実習生を受け入れて、傘下の企業などの実習実施者が技能実習を実施する方式です。管理団体は、営利を目的としない法人で、外国人技能実習機構に許可申請を行い、主務大臣の許可を受けた団体に限られます。

## 入国から帰国まで

実習生を受け入れるには、まず技能実習計画を策定し、外国人技能実習機構に認定申請を行います。そして入国管理局に在留資格認定証明書の交付申請を行います。

実習生が入国したら、まず2か月間の講習を受講します。その後、実習実施者と雇用関係を結び、技能実習を行います。講習から技能実習までの期間は1年で、この期間中に実習生は技能などを修得します。この期間を「技能実習1号」といいます。

その後、実習生が所定の技能検定に合格すると、技能などを習熟する「技能実習2号」に移行します。技能実習2号は2年間ですが、移行の対象となる職種は限定されています。

2年間の技能実習2号が終わると、技能などを熟達

する「技能実習3号」に移行します。技能実習3号に移行する際には、実技試験に合格することが必要です。また、技能実習3号開始前または開始後1年以内に、実習生は一旦1か月以上帰国しなければいけません。第3号技能実習も2年間実施され、その後実技試験を行ってから実習生は帰国し、修得した技能を發揮することになります。

## 租税条約

国際的な二重課税を回避するために、租税条約があります。日本は2021年9月1日現在、世界の76か国・地域と租税条約を締結しています。租税条約は、非居住者に対する国内源泉所得課税で適用されます。

例えば日本と中国との租税条約（租税協定といいます）では、教育や訓練を受けるためや特別の技術的経験を習得するために日本に滞在する学生や事業修習者などで、日本に滞在する直前まで中国の居住者であった人は、生計や教育・訓練のために受け取る給付・所得については免税とすると規定されています。

租税条約を適用するには、税務署に「租税条約に関する届出書」を提出します。また租税条約は締結する国ごとに内容が異なりますので、適用する場合は確認をする必要があります。

## フローケミストリーとは

従来、有機化合物の合成には、バッチ式と呼ばれるフラスコやマイクロ波を用いて合成する方法が用いられていました。バッチ式は、複雑な構造を持つ化合物を合成できるというメリットがありました。しかし実験室レベルではうまく合成できても、いざスケールアップして工場で生産を始めるとうまく合成できないことや、一度に大量の試薬を反応させるため爆発などの危険が高い、などの問題点がありました。

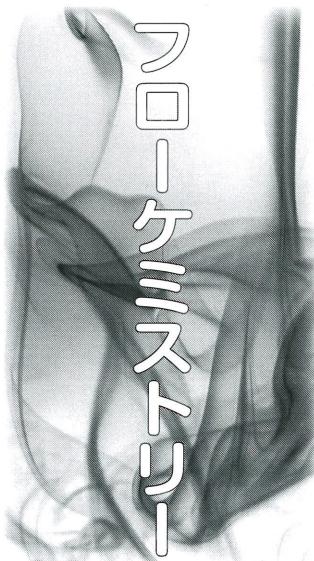
フローケミストリーとは、反応させる試薬（反応剤）を細い管型の反応器に流しながら、連続的に合成をする合成方法です。ポンプを使って反応させる試薬を流路内に送り込み、ミキサー部で試薬を混合したあと、反応器で加熱や冷却などによって反応を進ませて、最終的に生成物となって流路から排出される仕組みです。

## 特徴と利点

フローケミストリーは、バッチ式ではない、様々な特徴と利点があります。

フローケミストリーは、反応器を加圧しながら反応させることができます。そのため、反応剤を大気圧下での沸点以上に温度を上げることが可能です。高温高圧で反応させることができるので、フラスコで合成するよりも反応効率が高くなるメリットがあります。

バッチ式の場合、生産量は容器の大きさに依存しま



す。もし容器を大きくすると、反応条件を変更する必要が出てきます。一方フローケミストリーは、反応剤が反応器を流れながら合成が進みます。反応剤を連続的に流し続けることで、生産量を簡単に増やすことができます。

フローケミストリーにはマイクロ流路やミリ系チューブが用いられます。そのためフラスコなどに比べて単位体積あたりの比表面積が格段に大きく、高速かつ効率的に加熱や冷却ができます。

さらにフローケミストリーは、一度に反応する試薬量が少ないので、反応によって爆発が起こっても、被害を最小限にとどめることも可能です。

## 分類

フローケミストリーには、次の4つの方法があります。

- ① 無触媒型は、反応剤を流し込んで反応器で反応させる方法です。生成物と一緒に未反応の反応剤

や副生成物が出てくるので、精製を行う必要があります。

- ② 固定化反応剤型は、反応剤の一方を反応器に固定化して、もう一方の反応剤を流して反応させる方法です。反応が進むと反応器に固定化した反応剤が消費されるので、反応器を取り換える必要があります。
- ③ 均一触媒型は、反応剤と触媒と一緒に流して反応させる方法です。触媒を流すことで効率的に反応が進みますが、生成物から触媒を除去しなければいけません。
- ④ 不均一触媒型は、触媒を固定化した反応器に反応剤を流して反応させる方法です。触媒によって反応は効率的に進むうえ、均一触媒型とは異なり触媒の混入を防ぐことができます。

## 医薬品の生産

医薬品には、主に低分子医薬品と抗体医薬品があります。これらの医薬品には欠点があり、それを補完する医薬品としてペプチド医薬品が、今後市場を伸ばしていくことが予想されています。

ペプチド医薬品の開発には、ペプチド化合物の化学合成収率が低いことや反応時間が長いこと、反応条件の最適化に時間がかかることが、大きな課題とされています。フローケミストリーの技術は、このペプチド医薬品の開発や生産に必要になると考えられています。

## 新紙幣発行まであと3年

現在使われている紙幣は、平成16年11月に発行されました。それから20年後の令和6年には、新しいデザインの紙幣が登場する予定です。

現在の紙幣には、インクをより高く盛り上げてざらざらした手触りにする深凹版印刷やお札を傾けると数字や文字が浮かび上がる潜像模様などの偽造防止技術が使われています。

新紙幣には最先端の技術として、見る角度によって顔の向きが変わる3D画像のホログラムが導入されます。銀行券に3Dホログラムが導入されるのは、世界で初めてのことです。また、通し番号は9桁から10桁に変更される予定です。

券種ごとの識別性を向上させるため、額面数字を大きくすることや、指の感触により識別できるマークの形状を変更し、券種ごとに配置を変更することも予定されてい

ます。ホログラムやすき入れの位置も、券種ごとに変更されるようです。なお、紙幣の寸法については、現在使われている紙幣と同じ大きさです。

新紙幣の発行が発表されたのは、平成31年4月でした。同時に新500円硬貨の導入も発表されました。当初の予定では新500円硬貨の導入は令和3年上半期でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大でATMや駅の券売機の改修作業に遅れが出たため延期され、今年の11月に導入されました。新しい500円硬貨にも、偽造防止のための技術が導入されており、異なる種類の金属板をサンドイッチ状に挟み込み、別の金属から作ったドーナツ状の板にはめ込んで1枚の硬貨が造られるので、新しい500円硬貨は2色になります。

新紙幣や新硬貨が発行されても、従来の紙幣や硬貨は使用することができます。「今までの日本銀行券が使えなくなる」などの詐欺行為が起きる可能性があり、財務省は注意を呼び掛けています。

## ベースボール5

2017年に世界野球ソフトボール連盟は、野球やソフトボール振興の一環として、1チーム5人制の「Baseball5（以下ベースボール5）」を発表しました。

ベースボール5は、キューバで遊ばれていた手打ち野球から生まれたもので、野球の道具や設備が不足している地域でも野球やソフトボールを理解してもらうための普及活動としてプレーされてきました。

守備のポジションは1塁・2塁・3塁・ショート・中間野手で、投手はいません。攻撃は、打者がバッターボックスから、ボールを手のひらか拳で強く叩いて始まります。

衝突を避けるために1塁にはベースが2枚置かれていますが、それ以外はだいたい野球と同じようなルールです。

なお公式の国際大会は男女混合で行われ、守備は男女各2名以上入ることとされています。

ダボス会議
スイスのジュネーブに本拠を置く世界経済フォーラムが、毎年1月に開催する年次総会を、ダボス会議といいます。ダボス会議には、世界を代表する政治家や実業家が集まり、世界経済や環境問題などについて討議します。
二〇二一年の年次総会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で延期となり、代わりにオンラインで開催される予定です。
二〇二二年の年次総会は、新規に開催される予定です。